

平成30年度第1回 新潟市区自治協議会会長会議

- 日時 平成30年6月7日(木) 午後3時30分～
- 会場 市役所本館6階 第4委員会室
- 出席者(行政区順)
  - ・ 会長  
倉島 敏弘 会長(北区)、後藤 岩奈 会長(東区)、田村 幸夫 会長(中央区)、小林 勲 会長(江南区)、東村 里恵子 会長(秋葉区)、小田 信雄 会長(南区)、岩脇 正之 会長(座長 西区)、長井 正雄 会長(西蒲区)
  - ・ 事務局等
- 傍聴者1名(うち報道1名)

事務局（加藤市民協働課長補佐）

皆さま、本日は大変暑い中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

開会前に配付資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただきました次第についてですけれども、本日の配付資料を加えた形での差替版を机上に配付させていただいております。お手数ですが差し替えをお願いいたします。

次に、事前に送付させていただきました資料1「区自治協議会条例改正（案）の概要について」、最後に、本日机上配付させていただいた資料2「特色ある区づくり予算について」、次第を含めて以上3枚が資料になります。

それでは、ただいまから平成30年度第1回目区自治協議会会長会議を開催させていただきます。

私は、事務局を務めます市民協働課課長補佐の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議の様子につきましては、記録用として撮影及び録音させていただきます。また、本日は報道の方が取材にいらしておられますので、取材があるということでご了承くださいと思います。

なお、本日の会議は、概ね17時までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、座長であります岩脇さまからごあいさつをお願いいたします。

座長（岩脇会長）

暑い中、もうすでに夏のような天候に入り、ご苦労さまでございます。

この場を借りて、改めて今回の児童の事案について、私の地元、小針コミュニティ協議会地内で発生しました。いろいろな対応を迫られて、教育委員会及び市民生活部をはじめ、いろいろな方々からご助言等をいただき、学校と地域を取り巻く課題について方向性を見極めたいということで、昨日打ち合わせを行いました。

また、いろいろな方々から取材の申し込みを受けておりますが、方針がまだ決まっておりません。地域、学校においては、まだまだ後処理が残っております。そのため、今後の方向性が決まりましたら、学校と取材に応じることとしております。その段階で、皆さん方に提供できる資料等がありましたら配布いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

あいさつで、こういった暗い話は苦手ではありますが、当事者のコミュニティ協議会というお話させていただきました。

それでは本題に入りたいと思います。次第に沿って進めます。

はじめに「議題（１）区自治協議会条例改正（案）の概要について」でございます。まず、**資料1**について事務局から説明をお願いします。

事務局（今井市民協働課係長）

市民協働課係長の今井と申します。

昨年度、各区自治協議会及び会長会議、自治協議会委員研修会、市議会での意見を踏まえ、区自治協議会のあり方検討委員会において議論がなされ、「これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする」という今後の方向性が示されました。区役所とも意見交換を重ねた結果、現行の区自治協議会の制度を変更する部分があったため、本日お示しましたA3横の**資料1**にあるとおり、改正（案）の概要として作成しております。

今月、各区で開催する自治協議会においても説明に伺わせていただき、6月議会の市民厚生常任委員会協議会において、この資料をもって報告を行い、そのうえで条文に落とし込み、条例改正を9月議会に上程する予定です。

今回の見直しについては、資料の左上の「1 改正（案）の骨子について」の「（１）方向性」にあるとおり、これまでのご意見を踏まえ「これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする」という方向性のもと作成しております。あくまで、各区自治協議会が運営しやすいよう柔軟性を持たせる部分や、より明確化し、的を絞ってご議論いただくことで、今後の自治協議会がより活性化していくのではという観点で作成しております。

条例の改正は、この概要にある項目を考えておりますが、その他、細かい運用の部分については、今後も自治協議会や区役所等と意見交換しながら運営指針の中に入れ込んでいきたいと思っておりますので、ご意見を伺いたいと思います。

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

改正のポイントですが、1の（２）にありますとおり、自治協の役割を、現在の実情に合った形に明確化する、委員の住所要件を区内から市内へと緩和する、コミ協を含む団体選出の委員は再任回数制限を無くすため、これらのことから地方自治法に縛られない本市独自の協議会という位置づけにしたいと考えております。

それでは、具体的な改正事項について、2の(1)をご覧ください。表の左側の列には改正趣旨、中央の列は改正前、右側の列は改正後となっております。条例の原文ではありませんが、分かりやすいよう趣旨を記載しています。

まず「(1) 役割について」です。

1段目の改正趣旨ですが、協働の要から派生した地域代表・実施主体としての役割を明確化し、役割の理解向上を図るため、現行の条例では「自治協は、区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整し取りまとめを行うよう努めるもの」となっておりますが、改正後はこれらに加え、現在、自治協提案事業を行っていただいていることや、自治協議会の議論を地元に戻って地域活動に活かしていくことなどを行っていただいているため、地域課題の解決や、情報の共有を追加しております。

2段目です。「諮問・建議事項を区の地域課題に関することとし、議論の活性化を図る」ですが、現在①区が所掌する事務、②市が処理する区に係る事務、③市の事務処理にあたっての区民等との連携強化に関する事務となっておりますが、区の地域課題に関することとします。

3段目の「必須意見聴取対象とする施設を、特に審議が必要な施設に絞ることで、議論の活性化を図る」。また、「区民への影響が大きい区役所庁舎等についても意見聴取できるようにする」ですが、現在の「公の施設」から「区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるもの」として、運営指針に明示します。

次に資料右側の「(2) 委員構成・任期」をご覧ください。

1段目は、住所に関わらず適切な委員委嘱ができるよう、住所要件を「区内」から「市内」へと緩和するものです。

2段目、必要最低限の委員構成を明確化し、議論の活性化を図りやすくするため、現在、選出される団体と選出する方法、公募という方法が混在しているため、改正後は、コミ協等、これはコミ協の連合組織を含むという意味で「等」がついておりますが、公共団体という団体から選出される者と、その他、有識者や公募委員、その他委員という個人の2区分に区分しております。

現在、区によってはコミュニティ協議会の数が多く、例えば中央区ですと22のコミュニティ協議会があつて、自治協議会条例では委員30人以内で組織という原則になっておりますので、ほとんどがコミュニティ協議会からの選出者で占められてしまうというような状況もあり、全てのコミュニティ協議会の委員とすると人数が多く議論がしづらいなど

の意見があったため、より活性化した議論が行えるよう、コミ協連合組織単位で代表して委員を選出できるようにしたものです。

3段目、コミ協・公共団体等の実質的な代表者からの発言が行われやすくなるようにするのですが、現在、コミュニティ協議会選出委員は再任2回、通算6年、それ以外の委員は再任1回、通算4年となっておりますが、コミ協等・公共的団体等選出委員は再任回数制限をなくし、その他委員は現行と同じ再任1回までと考えております。下の表がイメージ図になります。欄外右下「※」ありますように、その他委員でも、知識や経験等から他の者には替えがたいと認められる場合は、2回以上の再任もできると指針ではうたいたいと考えております。

次に「(3)位置づけについてです。」今までご説明しました委員要件及び諮問・建議事項を柔軟に決められるようにするためには、現在の地方自治法に基づく地域協議会という位置づけでは制約があるため、条例に基づく本市独自の協議会としたいと考えております。

最後に「3その他」です。現在の指針にも「必要があると認めるときは委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる」との記載はありますが、委員の負担感軽減のため、団体選出委員の属する団体の構成員は、本会議や部会へオブザーバーとして参加できる旨、運営指針においてさらに明確にしていきます。

以上で、区自治協議会の条例改正(案)の概要について説明を終わります。

座長(岩脇会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から区自治協議会条例改正(案)の概要について説明がありました。このことについて、委員の皆さん方、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

北区(倉島会長)

役割の一番上の改正後というところに「地域課題の解決」とありますが、この解決というのはどういうことなのでしょう。それだけの権限を自治協議会に持たせると捉えていいのでしょうか。

事務局（松屋市民協働課長）

自治協議会は、あくまで附属機関であり、実施機関ではないという位置づけになっております。そのため、地域課題の解決を自治協議会が自ら実施機関として行うのではなく、自治協議会の提案事業などを通して地域課題の解決に努めていただく、ということとしております。

北区（倉島会長）

分かりました。

座長（岩協会長）

ほかに何かご質問等はございませんでしょうか。

南区（小田会長）

南区の小田と申します。

今の説明の中で、地方自治法による制約という説明がございました。地方自治法の制約について、これまでどのような議論がなされたのかお聞きしたいと思います。

事務局（松屋市民協働課長）

まず1点目、委員の住所要件ですが、地方自治法の規定に基づく自治協議会ですと、区内に住所を有する者しか委員になれないという制約があります。また、委員の任期については4年以内ということで、ここにも縛りがございます。

また建議・諮問事項に関しても、地方自治法上にうたわれたとおりの事項しか扱えず、新潟市としての裁量権がありません。

こういった制限を外して、今の実態により近い形で運営ができるように、今回地方自治法の位置づけを外したいということです。

南区（小田会長）

政令市に移行したときに、政令市の中で本市を含めた二つの政令市だけが地方自治法に基づく自治協議会を設立するというので、高く花火を打ち上げました。そして、篠田市長の3期目のときに「自治の深化」をさらに進めていきますと、いわゆる「深化」という

高尚な表現で市政の指針が打ち上げられ、子どもは大変な期待をしたわけであります。

ところが、今回急転直下、180 度の変更がなされて、新潟市独自の条例に基づく自治協議会に移行しようという提案を今いただいたわけであります。

なぜ、現在の地方自治法ではクリアできないのか。私たち、自治に携わる者としては疑問なのです。

これが、検討委員会の中で果たして議論されたのかどうか。今まで示されている資料からすると、報告書の中に出ていないのです。その辺のところをお聞かせ願いたい。

事務局（松屋市民協働課長）

今ほどの、地方自治法に基づく自治協議会にしておくこの辺が支障になるというお話は、あり方検討委員会では具体的に出ていなかったと思います。

ただ、先ほど小田会長がおっしゃった「自治の深化」に関しましては、新潟市の自治協議会が地域課題の解決や情報の発信など、地方自治法が想定しているもの以上の活動をしていただいているという状況があり、そのことが現在の条例と合わなくなっているという部分があるため、改正を行うものであります。

南区（小田会長）

3月の自治協議会で市長が今年度の政策の説明をされました。そのときに私は、市長が長年訴えてこられた分権と自治と協働の大義がいろいろなところで揺らいできたのではないかとお伝えしました。市長の中にある自治と分権と協働のDNAと精神は今後とも続いていくのでしょうか。平成30年度以降も続いていくことを前提として私たちはこの自治協議会の仕事をしているのです。この点に対するコメントをいただきたいというお話をさせていただきました。

市長からは、その理念は変わらず生き続けますし、11月以降就任される市長にもこれは引き継がれるでしょうという表現をなさっておりました。

しかし、政令市に移行するときに一番重要な課題であった分権と自治、これが今回の改正により大幅に後退するのではないかと考えております。地方自治法の本質である民主的で能率的な行政の確保を行うという理念が後退するのではないかと。

あり方検討委員会の報告書の中ではそこまで具体的には述べられてはおりませんし、述べた委員もいらっしやらないのです。そのため、事務局の方で何らかの意図があったので

はないかと思わざるを得ないところもあるのです。そんなにもやりにくかったものなのか。あるいは、新たな方向が見いだせなかったものなのか。

事務局（松屋市民協働課長）

地方自治法の理念というのは当然の話でして、市の附属機関そのものは地方自治法に基づくものなのです。決して、地方自治法の理念から外れるものではありません。

また、地方自治法に基づく審議会としての機能だけであれば、諮問と答申だけに限られてしまう形になってしまうのです。

ですが、今の自治協議会は、これをさらに飛び越えた形で、地方自治法の理念を超えた高いレベルで運営されていると思っております。資料だけを見ますと、確かにスケールを小さくされるのかなというイメージを持たれるかもしれませんが、まずは区のことに関して皆さまから一生懸命議論をしていただいて、区の課題解決にあたっていただきたいということが趣旨であります。区のことというのは市のことでもありますから、区を着眼点に、そこから大きく市のことについてもご議論をしていただきたいという気持ちもございます。

江南区（小林会長）

事務局のお話を聞いていますと、区に特化することなく市全体を眺めなさいというようなお話ですよ。

この度の委員の住所要件の見直しにより区外の方が選任されるとなると、果たしてその方は他区のことを把握できているかどうか、という問題が発生してくるわけです。その点はどうなのでしょう。

事務局（松屋市民協働課長）

住所要件を変更したいということの趣旨は、区内に住所がないがその区と関係が深いという大学の先生を学識経験者として選任したいという場合に、支障なく委員選任できるように、というものです。

また、もう一点。公共的団体について、主たる事務所が区内になく支店しかないのだけれども、当該団体から委員を選出していただきたいという場合があり、その場合の委員選出が難しいということもありました。このようなことから、住所要件について区内から市内へと拡大させていただきたいと考えています。

座長（岩協会長）

西区には新潟国際情報大学と新潟大学があります。一部の先生は他区に住んでいるが、それはあくまでも学校という団体から選出していただいている委員であり、学識経験者という個人委員ではありません。このことをもっと分かりやすく説明していただけると、より理解できるのではないかと思います。

これを各区自治協議会に来て説明いたしますと、なおさら理解をされないかもしれません。もっと例示を出していかなければ誤解を受けると思います。

西蒲区（長井会長）

住所要件について、実際に問題が起きた例はありますか。

また地方自治法についてのお話もありましたが、こういう説明のときは、資料などを充実させて、もっと丁寧に説明をしていただきたいと思います。

事務局（松屋市民協働課長）

学識経験者として大学の先生を入れたかったが、区内在住でなかったため選任が叶わなかったということが実際ありました。また公共的団体からの選出委員として、区内には支店のようなものしかなく、またそこから選出されてくる方も住所が区内にないといった場合に、その方を選ぶことができなかったということもあったものですから、住所要件を市内に拡大しようとしたものです。

また、資料、説明についてはもう少し丁寧に対応させていただきたいと思います。

北区（倉島会長）

やはり区内に住所を有する者ということでいいと思います。その代わり、その但し書きを条文などに持ってくる。

事務局（松屋市民協働課長）

条例では、なかなか難しい部分がありますので、今後皆さまと相談させていただきながら、運営指針で明確にしていきたいと思います。

江南区（小林会長）

この資料では、議会においてきちんとした議論がなされるか不安に感じます。

北区（倉島会長）

やはり議会との関わりを何らかの形で表さないと無理なのではないかという気がします。

座長（岩協会長）

浜松市も、協議会が形骸化しつつあるという情報を聞いております。提案事業の予算も少ない、無いのでしょうか。さいたま市もほとんど形骸化していると聞いています。そのような中、新潟市の自治協議会では、ずば抜けて活発な議論、取組みがなされている。そこで、現行の条例と矛盾点が出ているのでこういう形にしたいということなのですね。

事務局（松屋市民協働課長）

はい。

座長（岩協会長）

そういうことを伝えてくれればよいのではないのでしょうか。

自治協議会では今、提案事業をやっております。特に秋葉区などは公募型提案事業を地域の団体とともに一生懸命取り組んでおられます。それが地域課題の解決につながっていくのだと思っています。

そういうことをもっと具体的にお話しすれば、皆さん方も納得されるのではないかと思います。どうしても条文とか法令の型にはめると分かりにくいのです。皆さん方のご意見を聞かせてください。

中央区（田村会長）

今、座長が言われたように、簡単な、分かりやすい資料をお願いしたいです。

地方自治法と言われても、おそらく多くの委員は分からないと思います。

南区（小田会長）

3月に報告を受けたときに、立派に方向性を明記しながら、本日お示しいただいたものがなぜこのような形にまとまったのか。

例えば、改正前の「区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整し取りまとめを行う」という条文についてです。自治協議会は、区政・市政の形成過程に参加するものと考えていますが、改正後は、大きな区政の決定過程に自治協は関われないものと捉えられてしまうのです。分権と自治という基本が、例えばここだけでもなくなってしまいます。

自治基本条例で理想をうたっているが、狭めようとしている。地方自治法の縛りがきつすぎるからこれを外してしまおうと、後退の意向が見え見えだと思ってしまうのです。

事務局（野島市民生活部長）

後退させようとか、後退しているとかということは全く無いと思ってください。

今回お示ししたのは、あくまでも条例改正の概要なのです。

年度末にまとめた自治協議会のあり方検討委員会の報告書が全体像であり、それを実現するために、条例のどの部分を改正する必要があるか、をまとめた資料が本日お配りしたものです。

ですから、昨年一年以上をかけて、皆さまの意見を聞きながらまとめていった大きな理念や方向性を揺るがすものでは決してなく、その理念を実現するための条例改正にかかる作業を行う項目がこれですというものであり、これが今後の自治協議会の骨子ではありません。

例えば、役割についての一番上の部分。これは、改正前の理念に加えて、解決や情報共有もできるように加えたというものです。文章が最後になっているのでこちらが重要みたいですがけれども、そうではありません。

現在の自治協議会には、審議・答申だけではなく、地域課題の解決や、広報紙の発行にも取り組んでいただいておりますが、それは地方自治法上、自治協議会の役割として明示されているものではありません。そのような意味で、新潟市の自治協議会は、地方自治法で定められている以上のことに既に取り組んでいるところですので、今後もそれをしっかりとやりましょうということを明言するために条例も見直しますということなのです。決して方向性を変えたわけではありません。

住所要件もそういうことです。市内に住んでいる人を誰でも入れていいということにし

ましようという趣旨では決してありません。これは、昨年度の検討の中で、区に住所はないけれども区で活動されている方も委員として選任できるようにして欲しいという要望が出てきたので、見直そうというものです。

再任回数についてもそうです。再任回数が2回までとされているが故に、コミ協の会長や自治会の会長といった長年地域をリードしてきてくださった方が選任されなくなっている。それにより、地域の意見のとりまとめや、情報の共有といった面で支障が出てきているというご意見をいただいたことから、それらが円滑にできるように見直しますというものです。

このように、本日の資料は、昨年皆さまからいただいたご意見など実現するために、条例をどう改正すればいいかという事項をまとめただけの一覧表なのです。全体像については、年度末に出されたあり方検討委員会の報告書、あれが全てだと思います。それを実際に実現するために、条例のどの部分を改正すればいいかということを皆さまにもお伝えしようと思い作成した資料だったわけですが、誤解を生んでしまったかと反省しております。

#### 西蒲区（長井会長）

あり方検討委員会の報告書と対照できるようであればもっと分かりやすいと思います。各区の自治協議会でこの資料を出されたら、分かる方はいないと思うのです。ぜひ、我々に分かるような説明をしていただければとお願いしておきます。

#### 秋葉区（東村会長）

今、長井会長がおっしゃったように、あり方検討委員会で示された方向性を実現するために条例を改正するのだというように説明していかないと、制度を変えるということだけが先行してしまい、刺激が強い状況になってしまうかと思います。

ですので、議会などでも、その部分を含めて説明していかないと誤解が生じてくる部分もあるだろうとすごく感じました。

1点だけ質問させていただきたいのですけれども、「3 その他」で、委員の負担感軽減を図るために、委員以外もオブザーバーとして参加することができる旨を明確化するという表現があるのですけれども、この点についてももう少し詳しく教えてください。

事務局（松屋市民協働課長）

本会議と部会については、同一日に両方を開催する区もあれば、別日に開催する区もありますが、毎月それらに必ず出席するということが委員の負担になっているというご意見があります。

また、部会において特定のテーマに関する深い議論をするときには、選出委員よりも、選出団体内のよりテーマに詳しい方が参加した方がよいのではないか、というようなご意見もありました。

そこで、委員でなくとも選出団体内の方であれば、オブザーバーとして参加できるということを、実は現行制度下でも可能なのですけれども、今回明確化し、より柔軟な運営をしていただきたいということです。

江南区（小林会長）

要は代理参加を認めるということですか。

秋葉区（東村会長）

そういうことですよね。ただ、私が青年会議所ときは代理参加ができなかったのです。

自分が理事長のときに代理を立てたかったのですけれども、立てると交通費等がその人に支払われないということがあったのです。その辺はどうなのでしょう。

事務局（松屋市民協働課長）

部会に人を呼びたいときは自治協議会で決定していただければ呼べるという形ですので、委員の代理ということではありません。

あくまで必要な人を呼べるということであって、今年から報酬に変わりましたが、報酬も皆さんと同額の3,000円となります。

秋葉区（東村会長）

それが負担感軽減にどう繋がるのでしょうか。

野島市民生活部長

現行制度では、委員が欠席すると、そのまま1名欠席となります。そうすると、例えばそのコミ協からは誰も出てきていない状態になってしまいます。

そこで、本人は欠席なのだけれども、本会議には例えばコミ協の副会長が出てこられるようにすると。代理にはなれないのだけれどもオブザーバー参加できるようになれば、そのコミ協の意見も聞けますし、あるいは後日コミ協へ持ち帰ってもらうということも行われやすくなります。そこで、あえて明記したということです。今まででもできたのだけれども、改めて明記したということです。

江南区（小林会長）

その人の発言権はどうですか。

事務局（松屋市民協働課長）

議決には関与できないのですが、必要な発言を行うことはできます。

決定権はあくまで委員にあるわけですが、呼ばれたその方については、必要な発言をしていただいて結構です。

座長（岩協会長）

そういう説明だと、まだ理解ができません。

野島市民生活部長

当初は、我々事務局も代理出席ができるように制度変更をできないかと考え、庁内の担当課に相談したのです。ですが、附属機関の委員というのは、あくまでも個人へ委嘱するもの、個人を選任するものであるため、代理出席はできないということでした。

また、もし代理出席を可能とする組織にしたいのであれば、附属機関の位置づけを外すことになるということでした。

事務局（松屋市民協働課長）

附属機関の位置づけまで外してしまうと諮問・答申もできなくなります。

野島市民生活部長

附属機関の位置づけを外すというのは、やはり問題がありますので、それはしないでおこうと判断しました。ただ、委員が欠席された際、同じ地域団体からの別な方の出席も認めないという運用のままだと委員の役割に支障が出てくることもあろうかと思えます。

ですので、オブザーバー参加ができる旨を改めて明確化すると。その方は発言もできま  
すし、内容を団体へ持ち帰ることもできるのだけれども、議決だけはできないというあたり  
が落としどころかなということです。

秋葉区（東村会長）

報酬も出るのですか。

野島市民生活部長

交通費も出ます。

南区（小田会長）

附属機関の位置づけを外せば、代理出席も認められるわけですね。

秋葉区（東村会長）

ただ外してしまうと、さらに地方自治法から遠ざかってしまうと。

事務局（松屋市民協働課長）

区の政策過程に関与するという役割が薄れてくることになります。

座長（岩脇会長）

先ほどと同じことの繰り返しですが、本音で実情を説明していただければ私どもは納得  
できます。その辺を明確に説明してください。

南区（小田会長）

現在の資料を持って来られると、ちんぷんかんぷんになります。おそらく議員も同じだ  
と思います。

座長（岩協会長）

そういうことで、表現を変えてください。

事務局（松屋市民協働課長）

検討させていただきたいと思います。

北区（倉島会長）

任期については、無制限ということになるわけですか。

事務局（松屋市民協働課長）

はい。任期に関しましては、再任回数の制限をなくすこととしています。

北区（倉島会長）

4選、5選の弊害というのは出ませんか。やはりある程度の制限をつけたほうがいいのではないかと思います。

江南区（小林会長）

私もそう思います。

事務局（松屋市民協働課長）

その点は、運営指針で決めていきたいと思っているのですが、区でそういった考えがおありなのであれば、各区でばらばらでも結構だとは思っています。

自分の区については今までどおりにしようということであれば、そのような運用も可とすると。

西蒲区（長井会長）

それは無責任です。それはおかしいです。

江南区（小林会長）

各区に委ねますというのは、いい加減なもの言いだと思います。

事務局（松屋市民協働課長）

団体選出委員というのは、あくまでも団体から選出されてくる方ですので、団体の会長が替わられたりすれば、当然、委員が替わってくるというイメージを私どもは持っていて、いつまでも同じ方が委員になるとは考えていない部分があります。

座長（岩協会長）

例えば、一号委員を辞められた後、個人委員として再任される可能性があるのです。

その辺を分かりやすく整理しておいてください。

秋葉区（東村会長）

各区で推薦会議をやっていますよね。

先ほどおっしゃった「各区で判断」というのは、その部分で調整が図れるのではないかと見ていらっしゃるということですか。

江南区（小林会長）

推薦会議というのは、基本的には公募委員を選ぶものですよね。

南区（小田会長）

それだけに限らないけれども、公平を期するために公募委員を優先すると。

秋葉区（東村会長）

コミュニティ協議会から選出された方ですとか、幅広く出ていますよね。

江南区（小林会長）

出ていますけれども、基本的には公募委員を選ぶというだけ。

東区（後藤会長）

2年か3年前に、この点について協議しませんでしたか。

あれで決まったのかと思ったのですけれども。

座長（岩脇会長）

あれからまた出てきたのです。やはり現実的に人材確保が難しいという状況もあります。

このあとの問題になると思いますが、委員の構成や人数などについて、もっと分かりやすく説明してください。

野島市民生活部長

皆さまの反対を押し切って、我々の勝手な考えで改正したいと提案しているわけではありません。

昨年度のあり方検討委員会での検討の中で、こういった課題があるから再任回数を無くした方がよいのではないかというご意見、団体内の責任ある立場の方からしっかりと委員として出席してもらったほうがいいのではないかというご意見等があったものを条例に盛り込むために改正するのです。

決して、皆さまの反対を押し切って改正したいと言っているわけではないということもご理解いただきたいと思います。

座長（岩脇会長）

それは十分分かりますが、少し分かりづらい形になっているのではないのでしょうか。

秋葉区（東村会長）

過去の会長会議ではそういう話でしたが、会長が替わられたりしているので、多分その辺の事情がお分かりになっていらっしゃるのではないかと思います。

野島市民生活部長

3年前のときとは違いますしね。

秋葉区（東村会長）

はい。その辺もちゃんと説明したほうがいいのではないかと思います。責任を持った発言ができなくなってきたというご意見が多く出ていたと思います。

事務局（松屋市民協働課長）

再任回数制限の規定により、団体を代表する立場にない方が委員として出席されているというご意見もあることから、議論の活性化を図るために、制限規定を無くしたいと考えています。

座長（岩協会長）

制限規定を無くしたいということです。決定ではないということです。

南区（小田会長）

たしかに座長がおっしゃるとおり、人材不足はどこも深刻なはずです。

ただ多様な意見を聞くためには、一定のサイクルの中で委員を一新していくことが必要なのです。同じ人が延々と委員を続けるというのは、固定化した形でものごとが進むということですから、決していいことではないのです。

ただ 12 年目を迎えたこの自治協議会も、積み重ねがないのです。委員同士の議論の積み重ね、システムとしての積み重ね、これがきちんと成されていく仕組みが醸成されていればあまり心配のない課題なのですけれども、一人の委員が終ればもう 1 回ゼロからスタートすると。行政では、職員が変わってもきちんと積み重ねが成されて、今の姿を維持できるわけですが、残念ながら自治協議会にはそれがありません。

そこをどうやって進めていくかということも、地域のリーダーあるいは自治協議会のリーダーとしての大切な役割なのです。そちらのほうがむしろ重要だと思うのです。

自治協議会ができて、最初の 2 年はどうしていいかわからず市長への建議数も少なかったと。それからぐっと建議数は増えてきましたが、最近は低落しています。ただその一方で、行政からの説明事項はコンスタントに上昇しています。悪い言い方をすると、ガス抜きではないかと。

本来の形である議論の場として、区政なり市政なりに意見を反映できるような積み重ねができていない。昨年発表されたこの数字が物語っているのです。

そういう自治協議会に作り替えていかなければならないということが、今回の柱だったはずなのです。このままでいくと、意味のない、形骸化したものになります。

座長（岩協会長）

いろいろと議論はありますが、事務局のほうで分かりやすく書いていただけるということで、この資料1の議題についてはこれで一旦終了します。次の資料2でございます。特色ある区づくり予算について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松屋市民協働課長）

資料2をご覧ください。特色ある区づくり予算についてです。

現在、平成31年度予算編成がそろそろ動き出すという段階にきておりますので、新年度に向けまして、特色ある区づくり予算についてお知らせいたします。

既にご存じかと思いますが、特色ある区づくり予算は、区役所企画事業と区自治協議会提案事業の二つから構成されております。区役所企画事業は、区独自の課題解決に向けた取組みや区の伝統文化など区が持つ魅力や特性を活かした取組みなどについて事業を行うものであり、区自治協議会提案事業は、区自治協議会が提案する、地域課題の解決に必要な新たな事業や既存の取組みとの連携を図る事業であります。

それぞれ件数については制限がなく、ソフト事業を対象といたします。

限度額については、参考に記載してありますが、平成30年度当初予算に関しましては各区2,800万円から3,300万円ということでしたが、平成31年度におきましても、ほぼ今年度並みとなるように調整を掛けております。

事業の期間に関しましては、区役所企画事業は原則3年以内、自治協議会提案事業は原則1年以内となっております。

自治協議会の関与といたしましては、区役所企画事業に関しては、区役所が事業を企画立案するにあたり地域意見を反映させるという自治協議会の意見を反映する形、区自治協議会提案事業に関しましては、事業の企画段階、実施段階、評価段階、改善段階の各過程において、区役所関係課と密接に連携しながら、区自治協議会が主体的に取り組むとともに、実行委員会方式など地域活動団体と連携した事業の実施について積極的に検討を行い、効果的な協働の推進を図るという区自治協議会自ら実施するイメージの提案型となっております。

なお、これまで区自治協議会提案事業の上限額を 500 万円と決めておりましたが、平成 31 年度予算から、区役所企画事業と区自治協議会提案事業との垣根をなくして、総額については本年並みということで、その内々で 500 万円であったものを、区によっては 600 万円、あるいは 400 万円というような柔軟な運用が図れるよう、調整しているところでもあります。

座長（岩協会長）

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問等はありませんでしょうか。

では私から確認させていただきます。

今までの提案事業 500 万円は、区づくり予算の中に含むと提案事業が 100 万円になることも想定されます。その代わり区役所企画事業のほうが増額になる。

私は、この案は非常にいいのではないかと思います。今、予算は 500 万円ありきとなっている部分もあります。

500 万円をきちんと事業遂行できる自治協議会もあれば、足りないところもあります。また表現はよくないが、できないところもあると思います。この財政難の状況下ではよいと思います。

予算は、各区一律ではありません。各区によって予算額は違うと思います。

事務局（松屋市民協働課長）

各区 2,000 万円+500 万円がベースとなっていて、そこに区の人口と面積に基づいて総額 4,000 万円を按分したものが上乗せされていて、一番多いところが中央区の 3,300 万円という形になっています。

座長（岩協会長）

分かりました。

事務局（松屋市民協働課長）

一番下の「※」で書いてある、ここが新年度に向けてのメインになるかと考えています。

座長（岩協会長）

分かります。

南区（小田会長）

垣根をなくすということは非常に風通しのいい話なのだけれども、例えば、区役所企画事業が区長のマニフェストに掲載されている場合、そちらの方が優先されてしまうような場合がありえないでしょうか。

事務局（松屋市民協働課長）

各区の事情は私どもには分かりませんが、議論のベースは、やはり 500 万円から始まるかと思います。

その中で、今年は自治協議会提案事業が大事なのではないかとということで意志統一ができれば、区役所企画事業分を自治協提案事業側に少し移すなど、区長と十分にご相談の上、事業展開を行っていただきたいと思います。

座長（岩協会長）

新潟市は財政事情からコスト削減に努力しています。この提案事業そのものが、いずれ、あるいは数年後に減額されることが想像されます。

事務局（松屋市民協働課長）

将来的にどうなるかということは、なかなか難しいお話です。

ただ、未来永劫続いていく制度というものはないはずなので、いつかは見直しというタイミングが訪れると思います。

そういったことも頭の片隅に入れていただきながら、自治協議会提案事業としてどういったものが必要なのかということをよく考えていただきたいと思います。

江南区（小林会長）

今の財政事情からして、大丈夫ですか。

事務局（松屋市民協働課長）

来年度は何とか今年度並みを確保したいと思っています。

なお予定額については、近々各区へ正式な通知がなされるはずです。

秋葉区（東村会長）

やり方によっては、逆に増えると捉えてもいいわけですね。

もともと横断的に予算を使用できたらと思っていたので、この見直しはいいなと感じております。

何か似たようなことをやっているなというところもあったので、そこはバランスよく一緒にやろうと言えば、無駄なく活動ができるという点ではいいのではないかと思います。

事務局（松屋市民協働課長）

自治協議会の事業が市役所で行っていることと同じではないかというようなご意見もいただいておりますので、区と相談していただいて、本当に区の課題解決につながるようなものに重点的に取り組んでいただくということが一番よろしいかと思えます。

座長（岩協会長）

ほかに何かご意見ありませんか。

なければ、何か事務局で他にお話しすることはありますか。

野島市民生活部長

会長の冒頭のごあいさつのときに、今回の小針小学校の本当に痛ましい事件について触れられましたけれども、その後、地域の皆さまにもご協力いただきながら、早速、手を打ったということがいくつかあるので、この場を借りて紹介させていただきたいと思えます。

事件が起こった当初、まず一番先に取り組んだことは、小学校の児童の心のケアです。スクールカウンセラーという制度がありますけれども、小針小学校に複数人を常駐させたということを最初に行いました。

また同時に、青色回転灯のパトロール車であるとか、消防局や消防団、消防は防火活動ですけれども、その防火活動をしながらしっかりと地域を見守るということも、小針小学校周辺で特に重点的に行いました。

同時に、西地区だけではなくて、全市、全区の皆さまにお願いをして、児童生徒の登下校の見守りの強化をお願いしたいということで、皆さまにも、おそらく大変な思いをしながらご協力いただいたと思います。ありがとうございました。

そういったことをしつつ、では今後どのような体制にしていくのかということを考える前段階として、地域の皆さまが取り組んでくださっている活動のほかに、市役所や区役所の仕事としてパトロールを行っている部分もありますので、まずそれらを全市的に、どこで、だれが、どういう時間に、何をしているのかということ、まずは総整理しましょうということで、今調査を行っているところです。それらを集計すると、いわゆる地域的な穴とか時間的な穴などが浮かび上がってくるかと考えております。

次に、危険箇所の総点検というものを、全小学校区において今後実施していく予定です。

これは、学校を中心として、地域の皆さま、またアドバイザーとして警察からも関わっていただきながら、各校区の危険箇所を洗い出していくものです。この点検を踏まえ、学校によっては、既存のマップ上に危険箇所を示すですとか、新たにマップを作るところも出てくるかもしれません。ただ、綺麗なマップを作ることが目的ではなく、地域と学校で「ここが危険だ」ということを確認するということが緊急的な目的であると考えています。

それから、不審者情報にかかる伝達経路をもう一回再構築しましょうということで、これは既に始まりました。PTAなどの学校関係者だけではなく、地域の皆さま、あるいは民生委員の方にも登録していただくことで不審者情報がメールで配信されていくと。それから、これまで学校関係が多かったのですけれども、保育園、幼稚園、ひまわりクラブにも不審者情報を流すなど、情報が必要なところに確実に届くよう見直しを行いました。

このように、この事件をきっかけに、地域の安心・安全がしっかりと構築できるように、今、一步、二歩と踏み出したところですので、これまで以上のご協力をお願いしたいと思います。

新潟市は、これまで地域の皆さまから子どもの見守りに取り組んでいただいていたという自負があったのに、この事件が起こったがために、これまで一生懸命関わってくださった方たちが無力感のようなものを抱いてしまわれまいかということを心配しています。

これまで一生懸命取り組んでくださった方々が、個々に動いているのではなく、組織的に一体感をもって動けるよう、これからも取り組んでいきたいと考えておりますので、今後も皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

座長（岩協会長）

いろいろとご支援をありがとうございます。

事務局（加藤市民協働課長補佐）

大変お疲れさまでした。本日いただきました自治協議会の制度改正に対するご意見に關しましては、事務局にて、ご指摘いただいた内容も踏まえ、より分かりやすい資料となるよう再検討させていただいたうえで、今月の自治協議会に伺わせていただきたいと思いますと考えております。

以上をもちまして、平成 30 年度第 1 回区自治協議会会長会議を閉会いたします。皆さま、大変ありがとうございました。